

(公 印 省 略)
保 医 第 6 9 0 号
令 和 5 年 10 月 17 日

各医療機関管理者 様
福岡市民病院総務課長 様
福岡市立こども病院総務課長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健医療局地域医療課)

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の
一部を改正する条例の公布について

本市医薬務行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のとおり、福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の
一部を改正する条例が公布されましたのでお知らせします。

記

1 改正の内容

医療法施行規則第 19 条第 2 項第 4 号の改正に伴い、福岡市病院及び診療所の
人員及び施設の基準を定める条例第 4 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又
は管理栄養士」を加える（別紙新旧対照表のとおり）。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 参考

- ・医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(令和 5 年 6 月 19 日医政発 0610 第 1 号厚生労働省医政局長通知)
- ・福岡市公報 (令和 5 年 9 月 14 日第 6990 号)